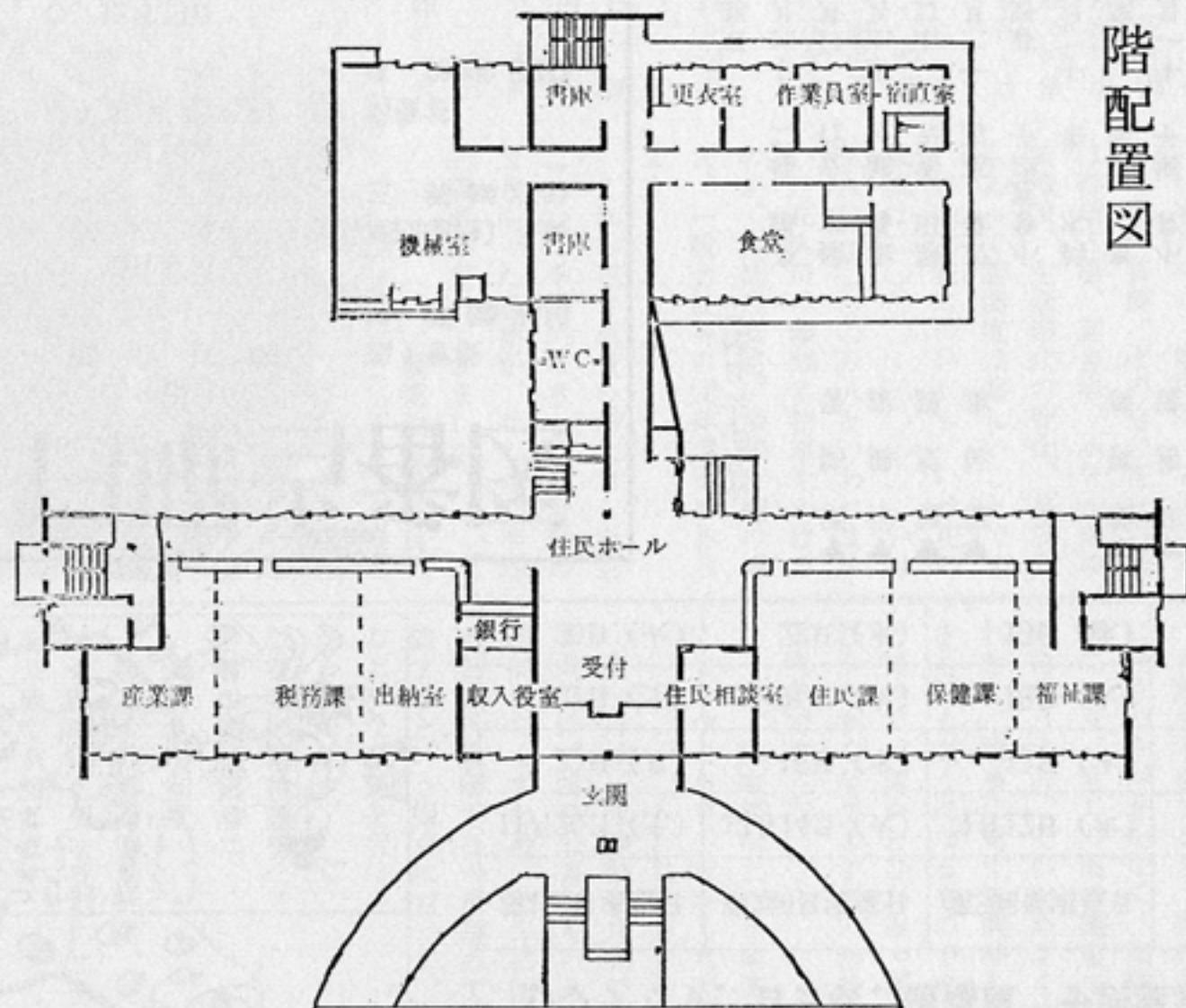


よくなへやがあります



四万町民のみなさん待望の役場新庁舎が昭和四十五年十一月十七日起工式以来、一か年余りを経た十一月三十日完成しました。この新庁舎は、旧役場庁舎の老朽化はもとより、当町が現在かゝえている拡大された多種多様な行政事務を円滑に処理し、事務能率の向上を計り、一層充実した住民サービスを目的に建築されました。



やしょ

祝 役場新庁舎完成



待望の役場新庁舎が11月30日完成しました。この庁舎の完成で、事務能率が一層向上するとともに住民サービスも充実されると思います。

快適な住民サービスをめざした新庁舎

みなさんが長らく待ち望んだ新庁舎がこのほど完成しました。

この庁舎の位置は、すでに広報十一月号や文書等でご案内のとおり、八潮中学校と消防署の中心にあり、鉄筋コンクリート造り地上三階、(傍聴席、エレベーター調整室等一部四階で) 建物の表面には茶色の美しいタイル張りでできているデラックスな庁舎です。この庁舎の

建築面積

二一三 八〇平方メートル

延面積

五六五六 一五平方メートル

と旧庁舎にくらべ余裕をもった大きな建物です。

新庁舎の特徴としては、一階から三階までの各階ごとに、広い住民ホールを設けました。

このホールを設けることによつて、窓口にきた町民のみなさんが少しでも快適にお待ちいたゞける

よう、しかも、みなさまからの事務手続きを、職員がスムーズに處理できるように、たっぷり空間をとりました。

いままでの庁舎では、執務場所

がせまいために、みなさんがこれまで足の踏み場もない状態で、しかも、プレハブ等をつくつてしまにあわせていましたが、みなさんにたいへんご迷惑をおかけしました。また、みなさんに特に関係の深い住民課、税務課、保健課等を一階に設け、窓口事務の一本化を計り、事務能率の向上と、町民サービスを一層充実しました。

このように新庁舎は配置図でもおわかりのように、広いスペースをもっていますが、ただ単に広くしたわけではなく、みなさんが気持よく事務手続きができるとともに、将来、予想される行政事務の拡大それに配慮されていることを第一に配慮されています。そのため、新たな課の増設、それに伴う職員、備品等についてのスペースを考えた上で設計です。

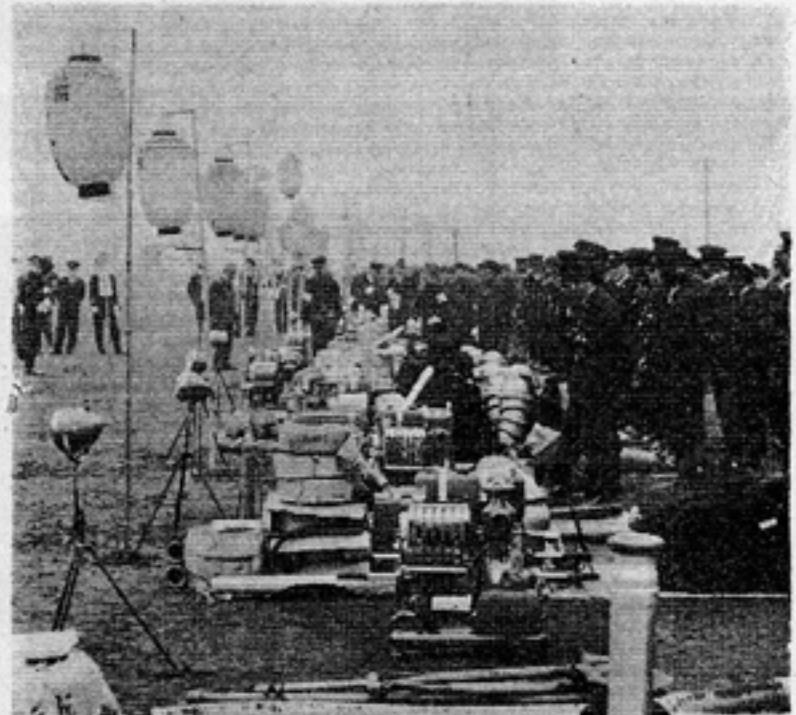
これだけの立派な庁舎を、町の財産として、また、シンボルとして、みなさんとともに、明るく、住みよい町づくりのために、手をたずさえていこうではありません

昭和四十六年十二月十日
毎月一回十日発行(定価一部十円)
埼玉県南埼玉郡八潮町役場
電話(0485) 2111番
昭和四十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

人口と世帯	
12月1日現在 (住民基本台帳)	
人口	42,649人
男	22,423人
女	20,226人
世帯	11,245世帯
前月比 (674人)	219世帯増

△三等功労章	△二等功労章	△一等功労章	△特別功労章
第一分團長	第七分團長	第十四分團長	副團長
豊田 勇	小野寺 清	会田 昌夫	浜野 専治
恩田嘉三郎			
水谷清三郎			

火災期を前に



(写真は器具の点検より)

消防団の査閲式

火災シーズンを前に、恒例の八潮町消防団査閲式が十一月十三日北公園野球場において、多数の来賓者を迎えた。

心配されていた天候にも恵まれ、運営官太田町長のもと、各分団による人員、服装、規律の点検、ポンプ操作法、分行進、一斉放水等また、消防署員によるポンプ操作法がつぎつぎに披露され、それぞれ見事な訓練ぶりにたくさんの拍手が贈られました。

この査閲式に参加された方々が一致して考えていることは、火災を一件でも少なくと願っている人たちは、みなさまも恐ろしい火災から尊い人命、財産を守るために一度、火の元の点検を充分にしてください。

引き続き表彰式に移り次の方々が表彰されました。

◎埼玉県消防協会表彰

（敬称略）

消防署の活動状況 S 46.1.1~11月末

種別	11月中	累計
火災	3	20
救急	67	566

飲酒運転の追放

年末から年始にかけてお酒を飲む機会が多くなります。そのためつい気がゆるみがちになり、とりかえしのつかない事故に結びつきかねません。ドライバーのみなさん！家族はあなたの無事な帰りをまっています。 酒は飲まない 飲ませない 飲んだら運転しない

成人の祝を簡略に

毎年1月15日に成人式が行なわれていましたが、服装の華美化や季節的に会場が寒く出席者が少ないなどの理由で、教育委員会の決議により、来年度の成人式はとりやめることになりました。なお、成人者全員に町長の祝辞と記念品が贈られます。

機械室	傍聴室	4
-----	-----	---

委員会室	録音室	議場	3
執行部控室	議員控室	議場	3
正副議長室	議員会室	議会事務局	2

厚生室	議員会室	議会事務局	2
正副議長室	議員会室	議会事務局	2
議員会室	議員会室	議会事務局	2

予備室	潮文庫	選挙事務室	3
企画課	総務課	都市計画課	3
課	課	課	3

新庁舎にはこの

住所 八潮町大字二丁目90番地
電話 (0489) 96-2111 (代表)

3

2

◎貸付限度額

五〇〇万円以内 (既に公庫資金を利用している方でも、別枠で五〇〇万円まで借入できます)

◎据置期間額

原則として六か月、一年以内

◎利率

貸付金額三〇〇万円以内の場合 (貸付年八二パーセント)

四年目から七〇パーセント

六・五パーセント

一セント

貸付金額三〇〇万円を起える部分の二分の一については、年八二パーセント

四年目から七〇パーセント

アメリカの輸入課徴金制度の実施およびわが国の変動相場制への移行等により、影響を受けた輸出関連の中小企業に対する緊急措置について、九月二十三日の閣議決定により、その大綱が決まりました。

これに伴い 国民金融公庫でも三五〇億円の財政投融資計画の追加を受け、次のような要領で緊急融資を行なうことになりました。

◎融資対象

① 中小企業庁官が指定する業種の方で、その製品の売上高が総売上高の五〇パーセント以上を占める中小企業者（下請業者を含む）で、県知事、市町村長またはその相当な機関から今回的事態により被害を受けたことの確認を受けた方（この確認については、申請により該当機関から確認書が交付されます）

② ①の業者以外の方でも、輸出向製品売上高が総売上高の三〇パーセント以上を占める中小企業者で、県知事、市町村長また

その他の相当な機関から今回的事態により被害を受けたことの確認を受けた方（この確認については、申請により該当機関から確認書が交付されます）

③ 賃貸金額三〇〇万円以内の場合（貸付年八二パーセント）

四年目から七〇パーセント

六・五パーセント

一セント

貸付金額三〇〇万円を起える部分の二分の一については、年八二パーセント

四年目から七〇パーセント

は、その他相当な機関から通過問題により、被害を受ける旨の確認を受けた方

五〇〇万円以内 (既に公庫資金を利用している方でも、別枠で五〇〇万円まで借入できます)

◎据置期間額

原則として六か月、一年以内

◎利率

貸付金額三〇〇万円以内の場合 (貸付年八二パーセント)

四年目から七〇パーセント

六・五パーセント

一セント

貸付金額三〇〇万円を起える部分の二分の一については、年八二パーセント

四年目から七〇パーセント

は、その他相当な機関から通過問題により、被害を受ける旨の確認を受けた方